神戸女子短期大学学長任用規程

（目　的）

第１条　神戸女子短期大学学長任用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（選　考）

第２条　学長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。

(1) 学長の任期が満了したとき。

(2) 学長が欠員となったとき。

（資　質）

第３条　学長は、人格、学識に優れ、本学の建学の精神を体得しうる人物で、大学における教育研究についての経験者又は理解者でなければならない。

（任　用）

第４条　学長は理事会において選考し、理事長が任命する。理事会は、選考に当たり、次期学長に求める職務及び学長像を公表し、これに沿った選考を行う。

２　理事長は、任用に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（任　期）

第５条　学長の任期は４年とする。再任は１回に限り可能とし、再任された場合の任期は２年とする。ただし、学長退任後、期間を空けて新任されることは妨げない。

２　学長が欠員となったときの後任学長の任期は、原則として前任学長の残任期間とする。ただし、理事会において４年を限度として別に定めることができる。

３　学長が任期満了又は欠員となり、後任学長が選任されるまでは、副学長が学長の職務を代行する。

（適用除外）

第６条　学長については就業規則第 29 条第１項第５号の規定は適用しない。

（評　価）

第７条　理事会は、毎年度学長の職務執行状況を評価する。

２　監事は学長の学校運営について、監査を通じて評価を行う。

（解　任）

第８条　理事会は学長が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の４分の３以上出席した理事会において、理事総数の４分の３以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務執行状況が著しく不良のとき

(2) 法令の規定又は学内規程に著しく違反したとき

(3) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき

(4) 職務上の義務に著しく違反したとき

(5) 学長たるにふさわしくない重大な非行があったとき

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

【規程番号　神女短Ⅳ－002】

神戸女子短期大学学長候補者選出規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学長任用規程（以下「任用規程」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき学長を選考するに際して、学長候補者の選出について必要な事項を定めるものとする。

（責任等）

第２条　常任理事会は、任用規程第 4 条第 1 項の規定に基づき理事会が公表した次期学長に求める職務及び学長像（以下「学長像等」という。）の実現が期待できる学長候補者を学内外から、この規程で定める手続に基づき責任をもって選出する。

２　学長候補者の選出は、常任理事会が自ら行うことを基本とするが、学内の意見を参考とするため、学内の教員又は学園内の職員から、学長候補者の推薦を受け付けることができるものとする。

（選出事務の開始）

第３条　常任理事会は、学長の任期が満了する場合は、当該学長の任期が満了する 6 か月前までに学長候補者の選出事務を開始しなければならない。ただし、学長が急遽欠員となった場合は、直ちに、学長候補者の選出事務を開始するものとする。

（学内候補者の推薦）

第４条　第２条第２項の規定に基づく学内の教員又は学園内の職員からの推薦については、被推薦者は学内の教授（任期満了までに定年を迎える教授は対象外とする。）とし、推薦者は学内の教授、准教授、講師、助教又は学園内の職員（行吉学園給与規程別表第５に定める管理職の職員とする。）の中から２名とする。ただし、推薦者は、被推薦者１名につき２名に限るものとする。

２　前項の推薦は、理事会による学長像等が公表されてから 10 日以内に受付を開始し、受付期間は 20 日以上とする。なお、常任理事会は受付期間及び受付方法を公表するものとする。

３　学内の教員又は学園内の職員は、学長候補者を推薦するに際しては、推薦者の推薦理由、被推薦者の所信を記載した書類を常任理事会へ提出するものとし、これらの書類を受理した常任理事会は、受付期間終了後、受理した書類を公表するものとする。

（選　出）

第５条　常任理事会は、自らがリストアップした学長候補者及び学内推薦におけるすべての被推薦者について書類審査を行い、適宜、面接等を実施して、理事会に推薦する学長候補者を選出するものとする。

（選出の特例）

第６条　常任理事会は、特に必要があると認めた場合、第４条及び前条の手続を踏むことなく、学長候補者を選出し、理事会に推薦することができるものとする。

（諮　問）

第７条　常任理事会は、第５条の規定に基づき自らがリストアップした学長候補者を理事会に推薦する場合、あるいは、前条の規定に基づき学長候補者を選出し、理事会に推薦する場合にあっては、当該学長候補者について理事会に推薦する前に必ず評議員会に諮問を行うこととする。

（公　表）

第８条　常任理事会は、任用規程第４条第１項の規定により理事会において学長が選考された場合にあっては、理事会に推薦した者の責務として学長の略歴、所信及び選考理由を速やかに公表するものとする。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 28 年９月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、従前の神戸女子短期大学学長候補者選考規則及び神戸女子短期大学学長候補者選考手続細則は廃止する。

神戸女子短期大学部長候補者選考規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程第４条及び第７条の規定に基づき、学長が短期大学部長を任命するにあたり、短期大学部長候補者（以下「候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（選　考）

第２条　候補者の選考は、学長自ら行うことを基本とする。

２　学長が必要と認めた場合には、教授会の意見を参考とするため、教授会に対し、候補者に関する意向投票を依頼することができる。

（選考事由及び時期）

第３条　候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当したときに行う。

(1) 短期大学部長の任期が満了するとき。

(2) 短期大学部長の辞任の申出を学長が承認したとき。

(3) 短期大学部長が欠員になったとき。

２　選考は、前項第１号に該当する場合には任期満了の日の２か月前までに、また、前項第２号又は第３号に該当する場合には速やかに行うものとする。

（意向投票の方法等）

第４条　第２条の意向投票は、定足数を満たす教授会において行う。

２　意向投票について、被意向投票人は教授会の構成員の教授で、意向投票を行う年度末に満 68 歳以下の者とし、意向投票人は教授会の構成員の教授、准教授、助教及び講師とする。

３　意向投票は、前項に規定する被選挙者全員を対象に、単記無記名投票により行い、その結果を学長に報告する。なお、教授会に対しては、複数票を獲得した者の氏名のみを公表する。

４　意向投票の実施に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き、学長が定める。

（改　廃）

第５条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和２年 10 月 22 日から施行する。

神戸女子短期大学学科主任規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学に置かれる学科主任の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職　務）

第２条　学科主任は、学長の命を受け、短期大学部長や学科会議等との緊密な連携のもと、主として次の事項を統括する。

(1) 学科の企画運営に関する業務

(2) 学科の教育活動に関する事項の連絡調整

(3) 学科の人事に関する業務

(4) 学科の予算に関する業務

(5) 学科のその他必要な業務

２　学科主任は、自ら執行した業務結果について短期大学部長に報告するものとする。なお、報告を受けた短期大学部長は、必要に応じて学長又は学科主任と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第３条　学科主任は、人格が高潔で、学識に優れた学科教授のうちから、学長が短期大学部長の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第４条　学長は、次のいずれかに該当する場合に学科主任の選考を行う。

(1) 学科主任を新任するとき。

(2) 学科主任の任期が満了するとき。

(3) 学科主任の辞退の申出を学長が承認したとき。

(4) 学科主任が欠員になったとき。

（任期等）

第５条　学科主任の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第３号又は第４号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（補　足）

第６条　この規程に定めるもののほか、学科主任の選考等に関し必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、学科主任会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行日に任命する学科主任については、第３条の規定にかかわらず、学長が任命することにより短期大学部長の意見を聴いたものとみなす。

神戸女子短期大学教員資格審査基準

（目的）

第１条　本学の教員は、本学の建学の精神を十分に理解し、その目的、使命を達成するのに誠実で、教育及び研究に熱意のある者でなければならない。

（教授の資格）

第２条　教授の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 芸術上の優れた業績があると認められる者、及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては、実際的な技術に秀で、教育の経歴があると認められる者

(5) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(6) 研究所、試験所、病院等に在職し、特に優れた研究上の業績があると認められる者

(7) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第３条　准教授の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前条に規定する教授となることのできる者

(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(3) 高等専門学校において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(4) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(6) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績があると認められる者

(7) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第４条　講師の資格基準は、次の各号の一に該当する者とする。なお、講師は、学校教育法上置かなければならない職ではないが、本学が必要とする時は、この資格基準に従う。

(1) 第２条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力、知識及び経験があり、本学において特に必要と認められる者
(3) その他の講師の規定は、「行吉学園講師規程」に定める。

（助教の資格）

第４条の２　助教の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
(1) 第２条又は第３条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(3) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(4) その他の助教の規定は、「行吉学園助教規程」に定める。

（助手の資格）

第５条　助手の資格基準は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
(3) その他の助手の規定は、「行吉学園助手規程」及び「行吉学園研究助手規程」に定める。

（基準の改廃）

第６条　この基準の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この基準は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成６年４月１日から施行する。

２　この基準を施行する際、すでに大学設置審議会又は本学教員資格審査会において、講師以上の適格の判定を受けた者は、この基準によって審査され適格と判定されたものとする。

附　則

この基準は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成19年４月１日から施行する。

この基準の改正前の助教授としての経歴・在職は、改正後の准教授としての経歴・在職とみなす。

附　則

この基準は、平成20年12月９日から施行する。

附　則

この基準は、平成27年４月１日から施行する。

神戸女子短期大学文書取扱規程

第１条　神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における文書の取扱いは、この規程による。

（受信文書）

第２条　本学郵便物は、すべて総務課（大学庶務担当）において受付ける。

第３条　郵便物には所定の受付印を押印し、書留便を除き各課、各研究室に回付する。

第４条　書留便は、書留受付簿に記入し、受領印押印の後により受取人に手交する。

第５条　学長あて文書は、文書受付簿に日付、発信先、件名を記入し、緊急文書は写しを関係先に回付する。

第６条　学長閲覧済文書は、区別されたファイルに綴る。

第７条　長期休業中の受信取扱いについては、その都度指示する。

（発信文書）

第８条　公文書は、学長名により発信することを原則とする。

第９条　公文書の発信は、関係課において作成し、発信番号、日付、件名を記入する。

第10条　公文書であっても通常一般の文書については、事務部長、部長名で発信することができる。

第11条　発信事務は、発信各課において行う。

（起案文書）

第12条　起案については、所定の書式による。

第13条　起案は、所管課長とする。

第14条　起案簿を起案各課に保管し、起案月日、件名、起案番号を記入し、決裁後決裁月日を記入する。

（文書の保管）

第15条　文書の保管は、所管の各課が項目別に整理して保管するものとし、保管年限については別に定める。

第16条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

保存期間の区分表

永久保存

１．規程の制定及び改廃関係書類
２．学籍簿、成績簿、履修要綱
３．卒業証書発行台帳及び在籍者名簿
４．教授会等の議事録
５．その他、永久保存の必要があると認められる書類

10 年保存

１．営繕工事関係書類
２．国、地方公共団体等の補助及び助成金関係書類
３．研究、教育に関する重要な統計表
４．出勤欠勤関係願出書及び出勤簿
５．出張関係稟議書
６．その他、各部課において10年保存の必要があると認めた書類

5 年保存

１．文書郵便関係受信簿、発信簿
２．入学志願者名簿（願書受付簿）及び成績考査に関する書類
３．入学、編入学、期末及び学年末試験の採点簿（評定表）
４．教務関係諸証明書発行台帳
５．入学試験問題
６．その他、各部課において 5 年保存の必要があると認めた書類

1 年保存

１．軽易な照会書、回答書、依頼書、報告書及び通知等連絡書類
２．その他、各部課において 1 年保存の必要があると認めた書類